

【件名】

子育て支援地域づくり啓発助成の拡充について

【要旨】

別に検討している「区民公益活動に対する助成の枠組変更について」を受け、青少年育成地区委員会が実施している地域における子育て支援活動等の情報発信を目的とした普及啓発事業への助成に加え、次の内容を助成事業として拡充する。

1 拡充事業

区民公益活動に関する政策助成に区分されていた、青少年育成地区委員会が実施する子どもと子育て家庭を支援することを目的とした地域交流事業及び体験・経験の場を提供する事業。

2 助成内容

（1）普及啓発事業（※現在の助成内容から変更なし）

青少年育成地区委員会が地域における子育て支援活動、健全育成事業等の情報を発信することを目的とした広報誌等の発行に係る事業に対し、広報誌の配布部数に応じた3区分の限度額を設定し助成する。

広報誌等の総配布部数	7千部未満	限度額	14万円
	7千部以上1万部未満	限度額	16万円
	1万部以上	限度額	18万円

（2）地域交流事業及び体験・経験の場を提供する事業（※拡充事業）

青少年育成地区委員会が実施する以下の事業とする。

㊦子どもと子育て家庭を支援することを目的とし、多文化への理解を深めるなど多様性の意識を育むために開催する地域の交流事業

㊩自然体験、野外活動、社会奉仕活動、伝統文化継承活動等の体験・経験事業

※㊦、㊩ともに1事業あたり対象経費の10分の10の額を予算の範囲内で助成する。限度額は20万円とし、1団体2事業までとする。

※㊦、㊩は自由選択できるものとし、どちらか片方のみの選択も可とする。

3 今後の流れ

令和7年～3月	制度設計、団体への説明
令和7年 4月	制度施行
令和7年 5月頃	申請受付

【参考】今年度との比較

項目	令和6年度		令和7年度	
	政策助成	子育て支援地域づくり	子育て支援地域づくり	
	現行制度	現行制度	拡充部分	現行制度（変更なし）
限度額	1事業あたり20万円 ※1団体2事業まで	広報誌の発行部数により 限度額を設定 ～7千部：14万円 7千部～1万部：16万円 1万部～：18万円	1事業あたり20万円 ※1団体2事業まで	広報誌の発行部数により 限度額を設定 ～7千部：14万円 7千部～1万部：16万円 1万部～：18万円
交付割合	2/3以内	10/10（全額）	10/10（全額） ※予算の範囲内で対応	